

<b>① 件名</b>
用途廃止・行方不明等の状態の軽自動車等に係る課税取消又は課税保留について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<p><b>【背景】</b> 「軽自動車税は、主たる定置場所在の市町村において、その所有者に課する」と地方税法で規定され、賦課徴収に関する申告又は報告の義務が併せて規定されている。 東日本大震災では、使用不能や所在不明の軽自動車等は、「課税取消し申出書」の提出を受け、登録廃止の処理を待たずに、宮城県と同様に平成23年度分以降の課税取消し処理を特例的に行ったが、この他に用途廃止や行方不明等の状態にあるにもかかわらず、道路運送車両法の規定による永久抹消登録又は石巻市市税条例の規定による申告が行われない軽自動車等が存在しており、適正な課税をする上で、支障が生じている。</p> <p><b>【目的】</b> 課税することが適当でないと認められるものについて、課税保留又は課税取消をすることにより、課税の適正化を図るもの。</p>
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<p><b>【根拠法令】</b> 地方税法（昭和25年7月31日法律第226号） 地方税法施行規則（昭和29年5月13日総理府令第23号） 石巻市市税条例（平成17年4月1日条例第55号） 石巻市市税条例施行規則（平成17年4月1日規則第51号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
平成27年1月 新住民情報システム本格稼動（初度検査年月のデータ入力開始） 平成28年4月 軽自動車検査情報市区町村提供サービス利用開始、車検有効期間の満了する日がネットワーク上で確認可能に（地方公共団体情報システム機構と契約） 平成29年5月 平成29年度納税通知書発送（63,356台）
<b>⑤ 主な内容</b>
<p>課税取消の原因として「被災又は事故車」「解体済車」、課税保留の原因として「盗難車」「所有者又は車両が所在不明」「相続人不在」「車検切れ1年以上経過車」を規定する。 また、「課税保留」の決定後、一定期間を経過した場合に「課税取消」とすることができるようにする。</p> <p>※別紙「軽自動車税の課税（登録）及び廃止（廃車）に必要な手続き 参照</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

平成30年度以降、課税保留等分の軽自動車税調定額が減少する見込み。  
所在不明車両や不在者等に対する賦課及び送付が無くなり、課税の適正化が図れる。

※参考 平成28年度震災課税取消の内訳

車種	台数	調定額
軽自動車（四輪）	3	24,900
ボートトレーラー	1	3,600
小型二輪（250cc超）	1	6,000
軽二輪（125～250cc）	2	7,200
小型特殊自動車	1	5,900
小型特殊（農耕用）	6	12,800
原動機付自転車	21	44,100
計	35	104,500

平成28年度公示送達の内訳

車種	台数	調定額
軽自動車（四輪）	34	291,100
ボートトレーラー		
小型二輪（250cc超）	5	30,000
軽二輪（125～250cc）	5	18,000
小型特殊自動車		
小型特殊（農耕用）	2	4,800
原動機付自転車	9	18,000
計	55	361,900

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県（自動車税）は「事故自動車の取扱いについて（平成元年3月22日総務部長通達）」及び「車検切れ自動車に係る自動車税の課税保留の取扱いについて（平成3年3月6日税務課長通知）」により課税保留等を実施済。

県内（軽自動車税）では計21市町村が要綱等を制定し運用中。

- 平成10年～ 七ヶ浜町
- 平成18年～ 登米市・栗原市・亶理町
- 平成19年～ 柴田町
- 平成21年～ 大郷町
- 平成23年～ 大和町・色麻町・大衡村
- 平成24年～ 白石市・蔵王町
- 平成25年～ 岩沼市・大崎市・加美町・女川町
- 平成27年～ 富谷市・七ヶ宿町
- 平成28年～ 角田市・山元町
- 平成29年～ 塩竈市・美里町

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年6月 「（仮称）石巻市軽自動車税課税保留等に関する要綱」を制定  
（告示の日から施行）

⑨ その他